

## ECC SGC学校規定

本校には数多くの学生、スクールスタッフ、講師が在籍しております。本規定を遵守し、学校の秩序を乱すことなく有意義な留学生活を送ってください。

注) 本規定に記載の時間はすべて現地時間となります。

### ◆学校生活について◆

#### ○授業○

- ・本校の都合や現地の事情により、やむを得ずコースや授業内容の変更、日程の変更などを行う場合があります。
- ・入学初日の月曜日（祝日の場合は火曜日）の午前の2時限にてオリエンテーションを実施しますので、授業は行いません。
- ・毎週金曜日の授業終了後に修了式を行います。
- ・授業開始時間は厳守してください。5分以上遅れた場合は遅刻扱い、10分以上遅れた場合は欠席とみなします。何れの場合でも授業の途中参加は可能ですが出席扱いにはなりません。
- ・学生本人の事情による授業不参加、遅刻、欠席の場合、補講授業は行いません。
- ・授業を欠席する場合は、授業開始15分前までにスクールオフィスへの届け出が必要です。
- ・講師の体調不良などによりやむを得ず休講する場合、代講の講師を手配します。万が一、代講の講師を手配できなかった場合は、補講を行いますので指定する時間に受講をお願いします。
- ・本校内でのカメラ・ビデオカメラ・ICレコーダーなど（携帯電話・スマートフォン・音楽プレーヤーなど同様の機能を有する機器を含みます）による撮影・録画・録音は一部許可した場合を除いて禁止します。
- ・体調がすぐれない場合は無理をせず、速やかにスクールスタッフにご相談ください。体調や病状によっては、スクールスタッフの判断で授業への参加をお断りする場合があります。この場合も、補講授業は行いません。

#### ○校内生活○

- ・校内での騒音や迷惑行為、賭博、飲酒（アルコールの持ち込みも含む）、違法薬物の所持・使用は厳禁です。
- ・講師やスクールスタッフ、他の学生に対して以下の行為に至った場合は、授業への出席停止や退学処分とします。
  - ①暴力・暴言・脅迫行為
  - ②名誉・プライバシーを侵害する行為、誹謗中傷する行為
  - ③人種・性別・言語・宗教・政治・その他の理由による差別行為
  - ④ハラスメント行為
  - ⑤経済的、精神的に損害を与える行為
  - ⑥授業の妨害など、学校運営を妨げる行為
  - ⑦講師やスクールスタッフを買収する行為
  - ⑧その他、本規定に違反する行為
- ・スクールスタッフ、講師にはチップを渡さないください。
- ・個人の持ち物については自己管理を徹底してください。盗難や紛失が発生した場合、本校は一切の責任を負いません。
- ・校内の備品は本校の資産ですので大切に扱ってください。持ち出しは厳禁です。破損・汚損・紛失などが生じた場合は、直ちにスクールオフィスに届け出てください。損害額を弁償していただきます。
- ・カジノ、ピキニパー、ゲイバー、盗難事件多発クラブなど危険区域、店舗への立ち入りは禁止します。
- ・校内外に関わらず服装マナーを守ってください。特に露出の激しい服装での授業の参加はできませんので、授業に適した服装を心がけてください。
- ・本校内への動物の持ち込みは禁止します。
- ・本校の許可なく講師やスクールスタッフとの外出や連絡先（電話番号、メールアドレス、SNSアカウントを含む）の交換をすることは禁止します。また、特定の講師やスクールスタッフへの付きまとい、その他の迷惑行為も厳禁です。
- ・基本的に校内では英語を使用してください。
- ・本校のあるGAGFAタワー7階以外のフロアへの立ち入りを禁止します。ただし、災害などの緊急事態発生時は6階オフィスへの入室を許可します。
- ・校内の電源コンセントの使用を禁止します。
- ・講師や他の学生と問題が生じた場合は、必ずスクールスタッフにご相談ください。

#### ○学生証○

- ・学生証を携帯していない学生は本校への出入りができません。必ず本校の発行する学生証を携帯してください。
- ・GAGFAタワーのエントランスで警備員に学生証を提示してください。
- ・学生証を紛失した場合は、直ちにスクールオフィスに届け出て、再発行の手続きをしてください。その場合、再発行料をお支払いいただきます。

#### ○施設利用可能時間○

- ・教室、カフェテリアなどの校内施設の利用可能時間は、月曜日～金曜日の7:00～19:00です。
- ・スクールオフィスの営業時間は、月曜日～金曜日の7:00～19:00です。

#### ○休日○

- ・土曜日、日曜日、休日（現地の事情により学校が指定する休日を含む）は授業がありません。また、校内施設も利用できません。
- ・学校が指定する休日については補講授業の実施や返金はありません。
- ・クリスマスや年末年始など、その年によって休日の変動する場合があります。

#### ○コースの変更○

- ・コースの変更は、授業開始1週間後から1週間単位での受け付けが可能です。変更の可否はスクールオフィスに確認してください。



- ・夕食オプションを現地で申し込む場合は、前週の火曜日13:00までにスクールオフィスに届け出てください。翌週の月曜日から提供します。
- ・アレルギーや薬の服用については、必ずご自身で確認、判断してください。

#### ○喫煙・飲酒○

- ・校内、宿舎内での喫煙は、指定された場所（喫煙スペース）でのみ許可します。
- ・部屋内での喫煙が認められた場合や飲酒により他の学生への暴力・暴言・その他あらゆる迷惑行為に至った場合、未成年者による喫煙・飲酒が認められた場合は即時退学処分とします。部屋内での喫煙が認められた場合には部屋の汚損があったものとみなし、クリーニング費用や宿泊停止期間中の宿泊費用相当額を負担していただきます。

#### ◆送迎について◆

##### ○通学送迎○

- ・入学初日のオリエンテーションで、集合場所と集合時間をご案内します。
- ・他の学生の送迎もあるため定刻どおり出発します。指定された時間に必ず集合してください。
- ・本校と当社指定の宿泊施設以外の場所への送迎はできません。

##### ○到着時の送迎○

- ・現地に到着するフライトの遅延、欠航などにより、到着予定時刻に大幅な変更があった場合や到着日・フライト名などに変更があった場合には、「セブ留学ハンドブック」に記載の連絡先まで必ずご連絡ください。
- ・フライトが予定より早く到着した場合や現地の交通事情などにより、指定のミーティングポイントにてお待ちいただく場合があります。送迎予定時刻を過ぎても送迎担当者が現れない場合には、「セブ留学ハンドブック」に記載の連絡先まで必ずご連絡ください。
- ・空港から当社指定の宿泊施設への送迎のみ承ります。なお、当社指定の宿泊施設へのチェックイン前日までに入国されている場合、事前のご予約により本校から当社指定の宿泊施設への送迎が可能です。本校までのご自身の責任で移動してください。
- ・空港から宿泊施設への移動時間は、道路状況にもよりますが、車で30分～1時間程度です。

##### ○帰国時の送迎○

- ・送迎日時は必ず確認してください。送迎時間は、空港での搭乗手続きや出国審査などの混雑状況、空港への移動時間を考慮し、十分な余裕を持って空港に到着するように設定しています。
- ・集合時間に間に合わない場合、状況によっては先に出発する場合があります。その場合はご自身で空港まで移動していただくことがありますので、指定された時間に必ず集合してください。
- ・フライトスケジュールの変更があった場合や送迎日時を変更されたい場合には、必ず事前にスクールオフィスまでお申し出ください。送迎時刻直前での変更の場合、送迎をお断りする場合があります。
- ・当社指定の宿泊施設から空港への送迎のみ承ります。

#### ◆支払いについて◆

##### ○各種ビザ申請費用○

- ・各種ビザ申請の際には現地にてスクールスタッフがサポートします。なお、申請費用については、フィリピン共和国の事情により予告なく変更される場合があります。費用の詳細は、別途ご案内します。

##### (a) SSP (Special Study Permit特別就学許可証) :

留学期間に関わらず取得が必要です。これは留学する外国人に対して発行されるビザの一種で、入国する際には必要ありませんが、本校に入学されるにあたって必ず必要となります。

##### (b) ビザ延長 :

31日以上滞在する場合は、ビザの延長費用が生じます。

##### (c) ACR I-CARD (外国人登録証) :

59日を超えて滞在する全ての外国人に対して取得が義務付けられています。

##### (d) ECC (Emigration Clearance Certificate 出国許可証) :

6ヶ月以上滞在してから帰国する外国人に対して取得が義務付けられています。

- ・ビザ発給の可否は、フィリピン共和国が決定するものであり、このビザ申請サポートはビザの取得を保証するものではありません。

ビザが発給されなかった場合でもビザ申請に要した費用は返金できません。

##### ○宿舎の保証金○

- ・保証金はオリエンテーション時に現金にてお支払いください。
- ・保証金は、退去手続き完了後に返金します。ただし、部屋内、備品、オプション品に破損、汚損、紛失などがあった場合および未精算の費用があった場合には、実費や未精算を控除した残額を返金します。なお、精算額が保証金を上回る場合は差額を現金にて一括でお支払いいただきます。

##### ○留学プログラムのキャンセル・返金○

- ・到着日以後のキャンセルにおける取消料や返金方法は、留学プログラム約款に記載のとおりです。詳しくはスクールスタッフにお尋ねください。
- ・宿泊タイプでホテルを選択した場合は、ホテルのキャンセル規定に準じ、別途取消料が請求されます。この費用は自己負担となります。
- ・到着日以後のキャンセルのお申し出は、「解約申請書」に必要事項を記入の上、スクールオフィスに提出してください。なお、「解約申請書」はスクールオフィスの営業時間内に受け付けます。

◆退学処分について◆

- ・フィリピン共和国および日本の法令に違反した場合、逮捕、拘留もしくは起訴された場合、または所定の費用を期限内にお支払いいただけない場合は即時退学処分とします。また、門限や部屋の利用、喫煙・飲酒、その他禁止事項を定めた本規定の各条項に違反した場合、本校による警告後も違反行為や迷惑行為を繰り返した場合、留学プログラム約款に違反した場合も同様に退学処分とします。
- ・本校は退学処分、その他本校が決定した措置による学生の損害について一切の賠償責任を負いません。

◆海外保険について◆

- ・万一の場合に備え、海外での個人賠償責任を契約内容に含む海外留学保険にご加入いただきます。本校は非加入だった場合における補償などの責任を一切負いかねるとともに、本校が加入を確認するまでの間、本校への入学や施設利用をお断りすることがあります。
- ・怪我、病気の際は、提携先の病院をご紹介します。パスポート、海外留学保険証書をご持参ください。

◆インターネットについて◆

- ・校内および宿舎内では、Wi-Fiによるインターネット接続の利用が可能ですが、フィリピン共和国のインターネットは日本より不安定で、天候や時間帯、プロバイダーの都合などにより速度が安定せず接続できないこともあります。修復や改善には数日かかることもありますので、校内および宿舎内では、Wi-Fiの安定した利用をお約束できません。あらかじめご了承ください。
- ・動画などの大きなデータのダウンロードや、違法なサイトへの接続は、他の利用者に影響を与える可能性がありますので禁止します。発見時にはインターネットの利用を制限させていただく場合もあります。

◆その他◆

- ・身体的あるいは精神的疾患を過去あるいは現在お持ちの方、ハンディキャップ、アレルギーをお持ちの方、特別に薬を服用されている方、妊娠している方は、お申し込み時に（それ以降に判明した場合には直ちに）その詳細を書面で申告してください。その内容によっては、安全上その他の観点からお申込みや入学をお断りする場合があります。
- ・到着後に申告内容の虚偽・誤りが判明した場合も、ご入学やその後の授業参加、施設利用をお断りする場合があります。
- ・本規定に記載のない事項については、スクールスタッフの指示に従ってください。

◆個人情報の取り扱い◆

・個人情報の取り扱いについては、株式会社ECC「個人情報保護方針」（<http://www.ecc.co.jp/priv/>）に従うものとします。本校は以下の場合を除いて学生の個人情報を本人の同意なしに第三者に提供いたしません。

- 1) 法令などにより開示を求められた場合
- 2) ご家族、ご親族が学生の情報を必要とした場合
- 3) 学生の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、学生本人の同意を得ることが困難な場合
- 4) フィリピンや日本の法令に抵触する行為をした場合、またはその恐れがある場合

全ての学生は上記の学校規定を厳守してください。

学校規定は状況によって変更されることがあり、変更された場合は別途通知します。

※写真・映像の取扱いについて

本校が学生の滞在中に撮影した写真や映像については、本校または株式会社ECCのインターネット媒体（ホームページ、Facebookなどの各種SNSサイト）、ポスターなどの掲示物、パンフレット、その他の広告物に使用させていただきます。

施行日：2017年10月1日

## SGC語学留学プログラム約款

### 第1条 約款の適用

株式会社ECC・ECC海外留学センター（以下、当社という）は、この語学留学プログラム約款（以下、本約款という）により、ECC SCHOOL OF GLOBAL COMMUNICATION（以下、SGCという）への留学に関する各種サービス（以下、留学プログラムという）を提供します。

### 第2条 契約の成立時期

当留学プログラム契約は、申込希望者が当社に対し本約款に基づき申込書を記入・提出し、留学費用一部金30,000円を当社が指定する期日までに支払い、当社が申込書の提出と入金の方を確認した時点で成立するものとします。本約款で「申込日」とは、この契約の成立した日を指します。

注1) 留学費用とは、当社にお支払いいただく費用のうち、授業料・滞在費・規定の食費を指します。

### 第3条 拒否事由

当社は、申込希望者から留学プログラムの申込があった場合、以下の事由のうち1つまたは複数認められるときは申込の全部または一部をお断りすることがあります。

- ①申込希望者の年齢・資格・その他の条件が、当社およびSGCの基準を満たしていないとき。
- ②申込希望者が未成年あるいは学生で、留学プログラム契約について親権者（父母）の同意がないとき。
- ③ご希望のコースが満席あるいは開講されていない等の理由により入学許可がないとき、あるいは申込者が希望する留学プログラムの手配を期限までに行うことが困難であると当社が判断するとき。
- ④身体的あるいは精神的疾患を過去あるいは現在お持ちであったり、その他心身の状態、アレルギーの有無から、留学プログラムへの参加が困難あるいは不適切であると当社またはSGCが判断したとき。
- ⑤その他当社が留学プログラムの申込を不適切と判断したとき、または当社の業務上の都合により申込を受け付けないとき。

### 第4条 留学プログラムの範囲

留学プログラムには、当社指定の施設（宿舍またはホテル）に滞在して留学期間中にSGCでの授業を修了するまでの一連のサービスが含まれます。なお、授業、宿舍の運営、食事の手配、現地空港送迎、ビザ申請に関するサービスは、SGCが提供し、当社は以下のサービスを提供します。

- ①入学手続き：SGC入学のための書類の作成やその送付、費用の送金、必要書類の入手等を行います。  
注1) 留学プログラムは、申込者の希望するコースへの入学やそこの課程修了を保証するものではありません。  
注2) 各種の手配に際して、申込者に必要書類の記入や必要書類（証明書や推薦状等）の準備をして頂くことがあります。
- ②滞在施設の手続き：宿舍または指定ホテルの申込手続きを行います。  
注1) 宿舍・指定ホテルの入室状況やその他の事情により、ご希望される形態・タイプのお部屋の手配が不可能な場合があります。
- ③出発までのサポート：出発までの各種の準備や留学生活についてのアドバイスや情報提供を行います。  
注1) 出発前の諸情報の説明や確認のため、電話あるいは当社海外留学センターオフィス、その他の場所で「オリエンテーション」を行うことがあります。オリエンテーションを実施する会場までの交通費は申込者の負担となります。
- ④留学期間中のサポート：留学期間中はメールや電話等で留学に関するご相談をお受けします。  
注1) 電話の場合コレクトコールではお受けできませんので通話料は申込者の負担となります。また電話やメール等での相談や連絡は、当

社の営業時間内（月～土11:00～19:00 日・祝・年末年始休暇除く）に限り受け付けます。

注2) 留学期間中は基本的に申込者が自らSGCスタッフに相談し手続き等を行うこととなります。

⑤申込者が希望される場合、航空券や留学期間以外に滞在する宿泊施設、海外留学保険等の手配を承ります。これらは「手配旅行契約」、「保険契約」等となります。本約款とは別の条件書、約款等にてご確認ください。

### 第5条 費用

①留学費用（授業料・滞在費・規定の食費）、入学登録金、教材費、レベル分けテスト受験料、海外留学保険費用および航空運賃や諸税等は、明細を別途ご案内します。これらの費用については最新の資料に基づいて算出してお案内しますが、現地税制が予告なく改定される等、フィリピン共和国や支払先の事情により変更されることがあります。その場合当社の指定する方法で差額をお支払いください。

②上記①に定める費用には、宿舍の保証金や水道光熱費は含まれておりません。これらの費用は申込者に現地にてお支払い頂きます。また、個人的性質の諸費用（通信費や留学費用に含まれない規定外の食費、遊興費等）は申込者ご自身の負担となります。

### 第6条 ビザ手続き

①各種ビザ申請の際には現地にてSGCスタッフがサポートします。なお、申請費用については、フィリピン共和国の事情により、予告なしに変更されることがあります。詳細は別途ご案内します。なお、申請費用は申込者に現地にてお支払い頂きます。

(a) SSP(Special Study Permit特別就学許可証)：留学期間の長短に関わらず取得が必要です。これは留学する外国人に対して発行されるビザの一種で、入国する際には必要ありませんが、SGCに入学されるにあたって必ず必要となります。

(b)ビザ延長：31日以上滞在する場合は、ビザの延長費用が生じます。

(c) ACR I-CARD（外国人登録証）：59日を超えて滞在する全ての外国人に対して取得が義務付けられています。

(d) ECC(Emigration Clearance Certificate出国許可証)：6ヶ月以上滞在してから帰国する外国人に対して取得が義務付けられています。

②ビザ発給の可否は、フィリピン共和国が決定するものであり、このビザ申請サポートはビザの取得を保証するものではありません。ビザが発給されなかった場合でもビザ申請に要した費用は返金できません。

### 第7条 緊急手配料

授業開始日まで1ヶ月を切った時点での申込、あるいは授業開始日を変更してその結果、授業開始日まで1ヶ月を切る場合、SGCの状況や手続きの状況により申込や変更のご希望をお受けできないことがあります。お引受けできる場合、緊急手配料として14,000円（税抜）を追加して申し受けます（授業開始日の変更を伴う場合は、更に変更手数料7,000円（税抜）を追加して申し受けます）。

### 第8条 費用のお支払い

①留学費用、その他ご請求金額は、ご出発前にお送りする請求書に指定された期日までにお支払いください。航空券や海外留学保険等の手配も当社にお申込の場合は、航空運賃や保険料を合わせてご請求します。なお、当社は出発日の90日前までは申込者に留学費用等のお支払いを請求しておりません。

②ご請求金額は当社の指定する銀行口座にお振り込みください。振込手数料は申込者の負担となります。

③現金でのお支払い、クレジットカードでのお支払いはお受けできませんのでご了承ください。なお分割払い（教育ローンご利用）の場合は、ローン会社との契約により申込者の銀行口座からの引き落としとなります。

④指定された期日までに請求金額をお支払い頂けない場合、留学プログラムを中止したり、入学手続きを取り消すことがあります。なお、その場合でもお支払い済みの留学費用一部金は返金できません。

#### 第9条 申込者からの解除

- ①申込者は、以下の取消料をお支払い頂くことにより留学プログラム契約の全部または一部を解除することができます。
- ②当社は、お支払い済みの費用から、下記取消料を差し引いた金額を返します。ただし、取消料合計がお支払い済みの費用を超える場合は、その超過額を申込者に請求します。
- [到着日の前日まで]
- (a)申込日より起算して8日目までに解除の場合：取消料無し
- (b)申込日より起算して9日目以降に解除の場合（ただし(c)～(e)の場合は(c)～(e)を適用）：留学費用一部金の50%
- (c)到着日の前日より起算してさかのぼって60日目以降31日目までに解除の場合：留学費用一部金の100%もしくは留学費用の20%のいずれか低い方
- (d)到着日の前日より起算してさかのぼって30日目以降7日目までに解除の場合：留学費用の20%と入学登録金
- (e)到着日の前日より起算してさかのぼって6日目以降前日までに解除の場合：留学費用の30%と入学登録金
- [到着日以後]
- (a)留学期間が残り5週間以上の場合：4週間分の留学費用および残余留学費用の50%と入学登録金
- (b)留学期間が残り4週間以下の場合：留学費用の100%と入学登録金

※残余留学費用とは、残余留学期間から4週間を差し引いた留学期間分の留学費用相当額です。

- ③緊急手数料や各種手数料、レベル分けテスト受験料、手続き開始後のビザ申請費用は返金できません。
- ④教材費に関しては、到着日の前日までの解除の場合で、かつ、未使用の場合に限り、返品による返金が可能です。書き込み・汚損等があるとき、または到着日以後の解除の場合は、状態・理由に関わらず、返品・返金できません。なお、返品に必要な送料は申込者の負担となります。
- ⑤滞在施設としてホテルを選択した場合は、ホテルのキャンセル規定に従い、別途取消料が請求される場合があります。この取消料は申込者の負担となります。
- ⑥到着日の前日までの解除のお申し出は、解除の旨を記載し署名、捺印（申込者が未成年の場合は、合わせて親権者の方の署名、捺印）した書面を当社に郵送またはご持参ください。当該書面を当社が受領した時点（申込日より起算して8日目までに解除の場合は当該書面を提出した時点もしくは発信した時点）で解除が成立します。なお、解除のお申し出は当社の営業時間内（月～土11:00～19:00 日・祝・年末年始休暇除く）にお受けします。
- ⑦留学プログラム契約の解除等に伴って、航空券や留学期間以外に滞在する宿泊施設等を予約後に取り消される場合、航空会社あるいは取扱代理店より別途取消料を請求されることがあり、この費用は申込者の負担となります。
- ⑧到着日以後の解除のお申し出は、現地にて解除の旨を記載し署名、捺印した書面をSGCスタッフへご提出ください。当該書面をSGCが受領した時点（申込者が未成年の場合は、親権者の同意が確認できた時点）で解除が成立します。
- ⑨解除に伴い当社から申込者に返金する場合は、振込手数料を差し引いた金額を申込者の指定する日本国内の銀行口座に振り込みます。

#### 第10条 契約の変更（出発前）

- ①申込日より起算して9日目以降に、申込者の都合あるいは当社の責によらない事由により、出発日/帰国日の変更、授業開始日/修了日の変更、受講コースの変更、滞在施設/プランの変更等をご希望の場合、変

更手数料として1件につき7,000円（税抜）を申し受けます。なお、授業開始日を180日以上延期される場合、および予定時期未定で延期される場合は、契約の解除（取消）とみなし「第9条 申込者からの解除」が適用されます。

②上記①の変更に伴い、留学費用その他当社にお支払い済みの費用に不足が生じた場合、指定された期日までに不足額と変更手数料を当社の指定する銀行口座にお振り込みください。振込手数料は申込者の負担となります。なお、航空会社あるいは取扱代理店から別途変更手数料、取消料、手配料等を請求される場合または当社にて取消料、手配料等を負担した場合は、上記費用に追加して申込者に負担して頂きます。

#### 第11条 契約の変更（出発後）

- ①出発後に、受講コースの変更、留学期間の短縮や延長、滞在期間の短縮や延長等を希望される場合、申込者本人が現地にてSGCスタッフと相談して手続きや費用のお支払いを行うものとします。当社は申込者または親権者の要望があった場合に限り、手続きや費用のお支払いを承ります。なお、サポートをご希望の場合、変更手数料として1件につき7,000円（税抜）を申し受けます。
- ②上記①の変更に伴い、当社を通じて追加費用を支払うこととなった場合は、請求書をお送りしますので、指定された期日までに上記変更手数料とあわせて当社の指定する銀行口座にお振り込みください。振込手数料は申込者または親権者の負担となります。

#### 第12条 免責事項

- ①当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由により留学プログラムの内容が変更されたり、参加ができなくなった場合については一切の責任を負いません。なお、以下の事由により留学を出発前に中止する場合も「第9条 申込者からの解除」が適用され、(b)の場合を除き規定の取消料を申し受けます。
- (a)申込者がパスポートを取得できなかった場合、取得に時間がかかった場合、あるいはフィリピン共和国に入国を拒否された場合。
- (b)天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸機関・滞在施設によるサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、日本またはフィリピン共和国の官公署の命令、運輸機関・滞在施設の争議行為等、当社の関与し得ない事由、申込者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その他不可抗力による場合。
- (c)当社のご案内した教育ローンが、ローン会社の審査により成立せず留学プログラムの継続が不可能となった場合。
- (d)申込者が本約款またはSGC学校規定に違反した場合。
- (e)フィリピン共和国の治安、衛生等の状況により申込者ご自身の判断で参加を取りやめる場合、その他申込者やその関係者のご事情により参加が不可能となった場合。
- ②当社は、出発後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、留学費用その他当社にお支払い済みの費用は返金できません。留学期間中のアレルギー対策や薬の服用、その他個人の生活に関わる事項は、すべて申込者ご自身の責任において行動してください。
- (a) SGCの責によらず学校内外での活動や生活・スポーツ等に從事して起こった事故や疾病等の損害。
- (b)天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸機関・滞在施設等の事故または争議行為、官公署の命令、その他現地の事情により、やむを得ず授業内容や日程、滞在施設の種類や条件等の変更による場合の損害。
- (c)滞在施設または学校施設外で生じた損害。
- (d)申込者の故意、過失に基づく損害、法令・公序良俗や本約款・SGC学校規定に違反した行為があった場合の損害。
- (e)第13条の定めに基づき当社が留学プログラム契約を解除した場合の損害。

(f)その他、当社の責によらない事由により留学期間中に申込者やその関係者が何らかの損害を被った場合。

③留学期間中の事故や疾病・傷害等に備えて、海外留学保険（海外での個人賠償責任を契約内容に含む）に出発前までに必ずご加入ください。当社は、非加入だった場合における補償等の責任を一切負いかねるとともに、加入を当社が確認するまでの間、SGCへの入学や当社指定の施設利用をお断りすることがあります。

④当社およびSGCは、急病や事故等により申込者の生命、身体に危険が生じ緊急を要する場合には、申込者や親権者の意思確認なく危険を回避する処置を取り、治療費を立替にて負担することがあります。なおこの場合、治療費ほか処置に必要なとなった費用は申込者または親権者に全額請求します。なお、立替費用はSGCが立替にて費用負担した日の三菱UFJ銀行が発表する電信売相場（TTSレート）を用いて円貨に換算した額を申込者または親権者に請求しますので、指定された期日までに当社の指定する銀行口座にお振り込みください。振込手数料は申込者または親権者の負担となります。

### 第13条 当社からの解除事由

以下のような事由が発生した場合、当社は留学プログラム契約を解除することができるものとします。なおその場合、「第9条 申込者からの解除」に規定の取消料を申し受けるとともに、当社が損害を被った場合には、申込者（親権者を含む）に対してその損害の賠償を請求します。

(a)申込者が当社またはSGCに提出した情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合。

(b)病気、その他の事由により、申込者が留学プログラムに参加、あるいは続行することが困難または不適切であると当社あるいはSGCが判断した場合。

(c)申込者またはその関係者が、留学プログラムに関係する他のお客様、当社およびSGCスタッフや滞在施設関係者などに迷惑を及ぼしたり、留学プログラムの円滑な運営を妨げた場合、またその可能性が極めて高いと当社またはSGCが判断した場合。

(d)天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸機関・滞在施設等の事故または争議行為、官公署の命令その他当社の責によらない事由により留学プログラムの実施が不可能になり、またその可能性が極めて高いと当社またはSGCが判断した場合。

(e)申込者が、当社から案内した入学手続きに必要な書類等を当社指定の期日までに提出しない場合。

(f)申込者が所在不明、あるいは長期にわたり連絡不能となった場合。

(g)申込者が、当社指定の期日までに留学費用等、ご請求金額を支払わない場合。

(h)申込者が、授業開始日までに留学期間中の海外留学保険（海外での個人賠償責任を契約内容に含む）にご加入頂けない場合。

(i)その他申込者が本約款またはSGC学校規定に違反した場合。

### 第14条 現地空港送迎サービスについて

①SGCでは現地空港送迎サービスをご利用頂けます。このサービスを利用される申込者は以下の点に十分ご注意ください。

(a)現地到着時の送迎サービスについては、現地に到着するフライトの到着予定時刻やフライト名等に大幅な変更があった場合にはSGCスタッフに連絡すること。

(b)到着後すぐに送迎担当者に会えなかった場合、しばらくの間は指定のミーティングポイントで出迎えの到着を待ち、それでも会えない場合はSGCスタッフに連絡して対処方法について相談して対応すること。

(c)帰国時の送迎サービスについては、帰国日の3日前までに、SGCに必ずリコンファーム（出発時刻の再確認）をすること。

②帰国時は、滞在施設から空港までの交通事情、空港での搭乗手続きや出国審査の混雑状況等を考慮して、十分余裕を持って空港に到着するような出発時刻を設定しますが、SGCスタッフや送迎担当者は旅行

会社の添乗員ではなく、申込者がフライトのチェックインに遅れないよう送迎する責任を負っているわけではないので、申込者ご自身が自己の責任と判断で、空港への移動が遅れることのないようスケジュールを管理してください。

③当社指定の滞在施設以外では送迎サービスをご利用頂けません。また、到着日・帰国日によっては送迎サービスをご利用頂けない場合があります。なお、送迎サービスを利用しない場合（申込者の事情による場合を含む）、現地空港と滞在施設の間はご自身の責任にて移動してください。

### 第15条 海外危険情報・保健衛生について

フィリピン共和国の治安・安全や病気・衛生状況に関する情報は、外務省海外安全ホームページ（[www.anzen.mofa.go.jp](http://www.anzen.mofa.go.jp)）や厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」（[www.forth.go.jp](http://www.forth.go.jp)）でもご確認ください。

### 第16条 個人情報の取り扱いについて

①お預かりした個人情報は、厳重に取り扱い、以下の目的以外では利用しません。また、法令等により開示を求められた場合を除き、申込者の同意なしに、ECCグループ各社（株式会社ECC・株式会社ECCベストキャリア・ECC FOREIGN LANGUAGE INSTITUTE OF THE PHILIPPINES INC.・SGC）・ECCジュニア教室、BS教室、個別指導塾ベストワン等の教室運営事業者・業務委託先・運輸機関・滞在施設・取扱い代理店以外の第三者に提供することはありません。

(a)申込者との連絡のために利用させて頂くほか、お申込みの留学プログラムにおいてSGC・運輸機関・滞在施設等の提供するサービスの手配および受領のための手続きに必要な範囲で利用します。

(b)SGCでの学校運営、教務活動、学習指導、生徒管理に必要な範囲で利用します。

(c)商品、サービスのお知らせ、メールマガジンの配信、就職、教室開設に関する情報提供、サービスの改善等に関するアンケートの依頼を目的として利用します。

(d)教育研究、企画開発、成績分析、学習効果の測定、お客様調査、特定の個人を識別できない統計情報の作成を目的として利用します。

②ECCグループからのご案内が不要な場合等、個人情報に関するお問い合わせは以下の窓口にご連絡ください。

ECC海外留学センター本部

TEL：0120-144-315（フリーコール）

受付時間：月～土 11:00～19:00（日・祝・年末年始休暇除く）

### 第17条 苦情相談窓口

ECC海外留学センターのプログラム等に関する苦情や相談は、以下の窓口にご連絡ください。

ECC海外留学センター本部：〒530-0044 大阪市北区東天満1-10-20 ECC本社ビル8F 06-6352-7144

受付時間：月～土 11:00～19:00（日・祝・年末年始休暇除く）

### 第18条 権利義務の譲渡

申込者（親権者を含む）は、留学プログラムに関する一切の権利および義務を第三者に譲渡、貸与または引き受けさせてはなりません。

### 第19条 本約款の変更

①本約款は予告なく変更することがあります。

②強行法規の改正等により、本約款の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものとします。

### 第20条 準拠法・裁判管轄

①本約款は、日本国法に準拠して解釈されるものとします。

②本約款に関連し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。